

## ～相談事例～

### こんな時、どうするの？ 食品残渣、埃

今月号も、協会への相談事例を紹介します。  
今回は、実際にやり取りをした形式でご案内します。

(養豚場での処分)

- Q. 食品残渣を養豚場で処分しているが、これは廃棄物処理法違反にならないか。豚に食品残渣をあたえて、残渣を処分することは認められるのか。
- A. 食品残渣が何で、その残渣が豚の餌として栄養価値があり、食べても豚の健康に問題ないのであれば、それは食品残渣ではなく、畜産業の餌として扱われると思われます。お金のやり取りがわかれば、もう少しはっきりと回答できると思います。
- Q. お金のやり取りを確認した。養豚業者が食品残渣の運搬費プラス $\alpha$ の代金を運搬業者に支払い、運搬業者が運搬費用を差し引いて $\alpha$ を食品残渣排出業者に支払っているようだ。
- A. 運搬費プラス $\alpha$ を養豚業者が支払っているのであれば、これは金銭のやり取りの観点から有価物であり廃棄物処理法の範疇ではない。通常の商取引と整理できます。
- Q. 運搬業者は、産業廃棄物の収集運搬の許可は必要か。
- A. 有価物を運ぶということになりますので、廃棄物処理法に基づく許可は必要ありません。しかし、運送業としての手続きは必要になると思われますので、対応すべきでしょう。
- Q. 食品残渣の代金の支払いについて、収集運搬業者を通して支払うことについては問題ないのか。
- A. 廃棄物処理法に代金の支払い方法に決めはありません。そもそも廃棄物処理法の範疇ではないので、答える立場にないと思いますが、お互い了承しているのであれば問題ないと思います。

(空調設備を清掃した時に発生する埃は、産業廃棄物の何に該当するのか)

- Q. 当社は空調設備の設置、メンテナンスをしており、清掃すると埃が大量に出るがこれは産業廃棄物になるのか、産業廃棄物に該当する場合は、廃棄物の種類は何に該当するのか。
- A. 埃の発生状況性状から推察すると、事業活動から発生する繊維くずに該当すると思われます。繊維くずの場合、建設業に係るもの(工作物の新築、改築、除去に伴うものに限る。)と繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)に係るものに限られており、繊維くずと考えれば、事業系の一般廃棄物に該当します。従って、発生した所の市町又は一部事務組合に事情を相談して、処理するとういと思います。市町又は事務組合が処理できないと処分を拒否した場合は、除去する際には加湿して埃の立たないように集めていると思われますので、その時は汚泥として処分するとよいと思います。

### 廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、manifestoの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認(契約内容に漏れがないか等)。
- manifesto等の確認(適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等)。
- 処分状況の確認(処分業者の事業場へ出向き、契約書、manifesto、処理状況を確認)。
- 処理施設の増設。更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。(当協会の正会員及び賛助会員は5万円)  
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。